Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金交付要領

（趣旨）

第１条　公益財団法人京都産業２１（以下「財団」という。）は、製品開発を目指す事業者や研究機関の集積を図ることを目的に、この要領に定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象事業者）

第２条　この要領による補助対象事業者は、財団が、「けいはんなオープンイノベーションセンター（ＫＩＣＫ）入居者募集要領」により同センターに入居の決定をした京都府内に研究開発を遂行する拠点を有する大学等研究機関、中小企業、組合、個人若しくはそれらを含む連合体とする。

（補助対象経費等）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金交付申請書(第１号様式)を別に通知する日までに財団に提出するものとする。

（事業の期間及び着手時期）

第５条　補助金の交付の対象となる期間は、原則として補助金交付決定日から平成２８年３月３１日までとする。

但し、やむを得ない理由があると財団が認める場合はこの限りではない。

２　前項但し書により、補助金の交付決定前に事業を開始しようとする補助対象事業者は、Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金事前着手届（第２号様式）を予め財団に提出するものとする。

（交付の決定）

第６条　財団は、第４条の交付申請書を受理したときは、内容を審査し補助金の交付が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

２　財団は、必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、又は交付の条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

３　財団は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに

条件を付した場合には、その条件を補助対象者に通知するものとする。

（事業計画の変更等の申請）

第７条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第４条の交付申請書の内容を変更する場合は、予めＲ＆Ｄ集積形成促進補助金補助金変更等承認申請書（第３号様式）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業の実施期間が終了したとき又は補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その終了又は完了した日から１０日以内に、Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金実績報告書(第４号様式)財団に提出しなければならない。

（額の確定等）

第９条　財団は、前条の補助金実績報告を受理したときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の内容が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第１０条　補助事業者は、前条の補助金の額を確定する通知を受けた後、Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金請求書(第５号様式)を財団理事長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消等）

第１１条　財団は、次の各号に該当する場合は、補助金の全部又は一部を取消又は変更することができる。

（１）本要領に違反したとき

（２）申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし又は不正な行為があったとき、又は、法令違反など社会通念上不適切な行為と財団が認めたとき

２ 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

３　財団理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１２条 財団理事長は、前条第１項及び第２項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

（加算金及び延滞金）

第１３条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年2.9パーセントの割合で計算した加算金を加えて財団に納付しなければならない。

２ 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年2.9パーセントの割合で計算した延滞金を加えて財団に納付しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第１４条　補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という｡) について、取得財産管理台帳（第７号様式）を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第９号）で定める期間内（以下「法定耐用年数」という。）において、当該事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のものについては、財団の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

３　補助事業者は、取得財産を法定耐用年数の期間内に処分しようとするときは、Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金取得財産処分承認申請書（第８号様式）によりあらかじめ財団の承認を受けなければならない。

４　財団は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。

（立入検査等）

第１５条　財団は、各条で定めるほか必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、財団の職員及び財団が指定する者に、その事務所又は研究開発の作業場等へ立ち入り、帳簿書類及びその他の物件等を検査させることがある。

２　補助事業者は、前項の調査を受けたときは、関係者及び責任者を立ち会わせなければならない。

３　第１項の職員等は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（補助金の経理等）

第１６条　補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の翌年度から５年度間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第１７条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「産業財産権等」という。）を当該会計年度又は当該会計年度終了後５年以内に出願し、若しくは取得した場合又は産業財産権等を譲渡し、若しくは産業財産権等の実施権を設定した場合には、Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金補助金に係る産業財産権等取得届出書（第９号様式）を財団に提出しなければならない。

（書類の提出部数）

第１８条　この要領により財団に提出する書類の部数は、請求書を除き原本（押印したもの）1部及びそのコピーを１部とする。

（その他）

第１９条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、財団が別に定める。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

別表　補助金の額の上限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|  研究開発に係る材料費・消耗品費、機械装置費、外注・委託費、その他拠点の運営に必要な経費 | １／２以内 | 600円×拠点の契約面積(㎡)×拠点の契約月数(※)×１／２（1ヶ月に満たない月については「当該月の契約日数/30日」で契約月数を算出） |

第１号様式（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人京都産業２１

理事長　村田　恒夫　様

住　　所

商号又は名称

及び代表者名

平成　年度Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金交付申請書

　平成　年度Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金交付要領に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　事業期間

　　別紙１のとおり

２　事業実施計画

別紙１のとおり

３　補助金交付申請額

補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　円

第１号様式別紙１（第４条関係）

事業計画書

１　補助対象事業

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施機関 | 平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日 |
| 事業内容 |  |

２　本事業に要する経費内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　容 | 金額(円) ※税抜 |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |
| 補助金の上限 |  |  |
| 補助金交付申請額 |  |  |

※補助金交付申請額は、補助対象経費の１／２以内（千円未満切捨て）

第２号様式（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人京都産業２１

理事長　村田　恒夫　様

住　　所

商号又は名称

及び代表者名

平成　年度Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金事前着手届

上記事業について、交付決定前に着手しますので、届け出ます。

　なお、本件について、交付決定がなされない場合、又は交付決定の額が交付申請額に達しない場合においても、異議は申し立てません。

記

１　テーマ名

２　事前着手（予定）日

　　平成　　年　　月　　日

３　事前着手の理由

第３号様式（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人京都産業２１

理事長　村田　恒夫　様

住　　所

商号又は名称

及び代表者名

平成　年度Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金変更等承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　京２１第　　　号で交付決定通知の上記補助事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、平成２７年度Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金交付要領に基づき承認を申請します。

記

１　事業期間

　　　　　　　平成　　年　月　　日～平成　　年　月　　日

２　変更内容等

1. 変更（中止・廃止）の内容、理由
2. 経費内訳（変更前及び変更後）

ア　経費変更　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（消費税抜）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　経費等経費区分 | 補助対象経費 | 補助金交付申請額 |
| 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |  |  |

第４号様式（第８条関係）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人京都産業２１

理事長　村田　恒夫　様

住　　所

商号又は名称

及び代表者名

平成　年度Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金実績報告書

平成　　年　　月　　日付け　　京２１第　　　号で交付決定通知の上記補助事業について、平成　年度Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金交付要領に基づき、事業実施の実績を下記のとおり報告します。

記

１　事業期間

　　　　・事業期間：平成　　年　月　　日～平成　　年　月　　日

２　事業実施内容等

　　別紙１のとおり

４　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

第４号様式別紙１（第８条関係）

 事業計画書

１　補助対象事業

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施期間 | 平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日 |
| 事業内容 |  |

２　本事業に要する経費内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　容 | 金額(円) ※税抜 |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |
| 補助金の上限 |  |  |
| 補助金交付申請額 |  |  |

※補助金交付申請額は、補助対象経費の１／２以内（千円未満切捨て）

第５号様式（第１０条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 請 求 書 |  |
|  |
|  |  |  |  | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |  |
|  | 金 額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ただし、Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金として上記の金額を請求します平成　　年　　月　　日公益財団法人京都産業２１　理事長 様（請求者）所　　在　　地 名 称（法人名）代表者（職･氏名）　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 |
| 本書の金額は、下記口座に振込願います |
| 口座開設場所および預金種別 | 銀 行信用金庫 | 支 店 | 普 通当 座 | 第　　 　　　号 |
| 口座名義 | （フリガナ） |

第７号様式（第１４条関係）

年　　月　　日

申請者氏名又は名称

取得財産管理台帳

（単位：：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 保管場所 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

注　数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記載してください。

第８号様式（第１４条関係）

年　　月　　日

公益財団法人京都産業２１　理事長　様

申請者住所

氏名又は名称

及び代表者名

平成　年度Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金財産処分承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　京２１第　　　号で交付決定のあった上記補助事業について、Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金交付要領に基づき承認を申請します。

記

１　取得財産の品目及び取得年月日

２　取得価格及び時価

３　処分の方法

４　処分の理由

第９号様式（第１７条関係）

年　　月　　日

公益財団法人京都産業２１　理事長　様

申請者住所

氏名又は名称

及び代表者

平成　年度Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金産業財産権等取得届出書

平成　　年　　月　　日付け　　京２１第　　　号で交付決定のあった上記補助事業に関し、下記のとおり産業財産権等の出願（取得、譲渡、実施権の設定）をしたので、Ｒ＆Ｄ集積形成促進補助金交付要領に基づき届け出ます。

記

１　実施計画名

２　種類（番号及び産業財産権等の種類）

３　内容

４　相手先及び条件（譲渡、実施権の設定の場合）